

第 1 4 2 回

横須賀市都市計画審議会

議事録

第142回横須賀市都市計画審議会

- 1 日 時 令和3年8月4日(水)
午後2時00分～午後3時30分
- 2 場 所 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室(オンライン会議形式)
- 3 議 題
令和3年度
諮問第1号 横須賀都市計画ごみ焼却場の変更(案)
諮問第2号 横須賀都市計画地区計画 安針台地区他12地区地区計画の変更(案)
諮問第3号 都市計画道路網の見直し方針の改定について
諮問第4号 都市計画公園・緑地の見直し方針について
諮問第5号 横須賀市立地適正化計画の改定について

4 出席者

出席委員氏名	事務局員氏名
大方潤一郎 委員長	都市部長 廣川 淨之
佐久間 則夫 委員	都市計画課長 高野 淳一
新倉 郁生 委員	都市計画課課長補佐 斉藤 俊
加藤 和男 委員(代理:鈴木謙次氏)	都市計画課 主査 井上 恵美
中村 文彦 委員	都市計画課 主任 宇野澤 真紀子
平松 廣司 委員	都市計画課 主任 大橋 加菜
松行 美帆子 委員	都市計画課 主任 宮崎 寛
三輪 律江 委員	都市計画課 担当 井川 明日香
龍崎 智 委員	都市計画課 担当 三浦 大陸
渡 茂則 委員	資源循環施設課長 府馬 功治
大貫 次郎 委員	資源循環施設課 係長 渡辺 淳
小幡 沙央里 委員	まちづくり政策課課長補佐 平 謙一
永井 真人 委員	公園建設課長 飯森 律
葉山 なおし 委員	公園活用推進担当課長 中村 宏之
二見 英一 委員	公園建設課 主査 横山 和弘
以上 15名	以上 15名

※本審議会は全部を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をするこ
とができるシステムを利用する方法により行い、会議の冒頭において事務局が、委員間で映像
と音声即時に伝わることを確認するとともに、映像と音声により委員本人の確認をした。

(事務局) 高野課長

それでは、定刻となりましたので、第142回横須賀市都市計画審議会を開催いたします。今
回の審議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン会議形式の審議会と
しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回もオンラインによる開催のため、Zoomのレコーディング機能を利用させていた
だき、会議録を作成させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは開催にあたり、委員の出席状況をご報告いたします。委員16名中、15名の方がご
出席されており、都市計画審議会条例第5条第2項に規定する開催条件を満たしていること
をご報告申し上げます。なお、亀井委員は、業務のご都合により欠席でございます。

続きまして、事務局の代表職員を紹介させていただきます。

都市部長の廣川でございます。

(事務局) 廣川部長

廣川です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 高野課長

私は都市計画課長の高野と申します。よろしくお願いいたします。

続きまして次第の2、委員のご紹介をさせていただきます。今回、6名の委員変更があり、
お手元の資料2、都市計画審議会委員名簿のとおり構成となっております。

新たに就任されました委員の方々を、区分ごとの50音順にご紹介させていただきます。

まず、交通管理分野から横須賀警察署長の加藤委員の代理で出席されています、鈴木交通
課長でございます。

続きまして、横須賀市議会議員の委員を5名ご紹介いたします。

大貫委員でございます。

小幡委員でございます。

永井委員でございます。

葉山委員でございます。

二見委員でございます。

なお、各委員の画面左下に名前が表示されておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料は、次第・名簿・都市計画審議会条例・運営要領・議案書の5点用意しております。

リモート出席されている委員の皆様は、事前に送付させていただいた議案書をお手元にご用意をお願いいたします。

審議中の細かい運用に関しては委員長の進行に準じて行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。それでは委員長、会議の進行をお願いいたします。

大方委員長

それでは早速ではございますが、次第に沿って進めさせていただきます。

次第の3、議事録署名委員の指名でございます。本日は、市民委員から新倉委員、市議会議員から大貫委員を指名させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

次に次第の4、市長から本会に諮問されました議案の審議に入らせていただきます。

本日ご審議いただく案件は、5件です。

諮問第1号 横須賀都市計画ごみ焼却場の変更（案）

諮問第2号 横須賀都市計画地区計画 安針台地区他12地区地区計画の変更（案）

諮問第3号 都市計画道路網の見直し方針の改定について

諮問第4号 都市計画公園・緑地の見直し方針について

諮問第5号 横須賀市立地適正化計画の改定について

以上5件の審議を行います。それでは事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）高野課長

まず諮問第2号の安針台地区他12地区地区計画の変更（案）については、法令の引用条項が変更されたことによる条項ずれを見直す軽微な変更のため、先にご審議させていただきます。なお、第1号、第2号、第5号の議案に関しましては、本日、審議後に答申をいただきたい内容となっており、第3号と第4号の議案に関しては、見直しの方針についてご意見をいただき、継続的に検討するものとなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。では諮問第2号を説明させていただきます。

斉藤課長補佐

諮問第2号は、横須賀都市計画地区計画 安針台地区他12地区地区計画の変更でございま

す。説明にあたっては、前方の画面及びお手元の議案書をご覧ください。

今回は、ご覧の総括図にあるように、市内にございます安針台地区など13地区の地区計画について計画書の変更を行うものです。次にその変更内容をご説明します。

お手元の議案書8ページの理由書に沿ってその変更内容をご説明します。

現在、都市計画決定されている地区計画には、地区整備計画で建築物の用途の制限及び建蔽率の最高限度を設け、地区の実情に応じて、建築基準法及び建築基準法施行令の条文を引用した制限を定めているものがあります。このうち、安針台地区他12地区の地区計画において、それぞれ、次に示す法令の引用条項等が変更されたため、当該部分の記述を見直し、必要な都市計画変更を行うものです。

内容としましては、理由書に示す4つの法令が改正されたことに伴い、各地区計画の計画書の内容において条項ずれ等が生じたため、訂正するものでございます。なお、各地区計画において、地区計画の内容及び区域区分等の変更はございません。

まず1つ目の変更内容は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成24年 政令第202号）により、平成24年に建築基準法施行令第130条の4が改正されたことに伴う、建築物の用途の制限に関する記述の変更です。

対象はご覧の5地区です。新旧対照表にて具体的な内容を示します。郵便法の規定により行う郵便の業務に含まれていた郵便窓口業務を削除いたします。

2つ目の変更内容は、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年 法律第54号）により、平成26年に建築基準法別表2が改正されたことに伴い、建築物の用途の制限に関する記述の変更です。対象はご覧の4地区です。具体的な内容としては、身体障害者福祉ホームと明示していたものを、福祉ホームに変更いたします。

3つ目の変更内容は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年 法律第26号）により、平成29年に建築基準法第48条が改正されたことに伴い、建築物の用途の制限に関する記述の変更です。対象はご覧の2地区です。具体的な内容としては、建築基準法別表第2（ぬ）項と明示していたものを（る）項に変更いたします。

4つ目の変更内容は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年 法律第67号）により、平成30年に建築基準法第53条が改正されたことに伴い、建蔽率の最高限度に関する記述の変更です。対象はご覧の2地区です。具体的な内容としては、同条第5項と明示していたものを、同条第6項に変更いたします。

次に、都市計画変更の手続につきまして、ご説明します。

都市計画1次案作成後、令和3年4月9日から2週間、都市計画決定等に係る手続きに関する条例第18条第1項に基づく都市計画1次案の縦覧と意見募集を行いました。意見書の提出はありませんでした。

その後、都市計画法に基づく都市計画案を作成しました。都市計画案の法定縦覧は6月10日から2週間行い、案に対する意見募集を行いました。意見はありませんでした。

そして本日、市の都市計画審議会でご審議いただいております。本審議会にてご了解いただければ、令和3年8月末に都市計画の変更告示を行う予定となっております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

大方委員長

はい、ありがとうございました。それではただいま説明を受けました件について、確認されたい事項などありましたら、zoom機能の挙手をお願いいたします。

関連法の改正に伴う事務的な変更ですから、特段問題はないと思いますけれどもよろしいでしょうか。

それでは特段ご意見等ありませんので、この諮問第2号 横須賀都市計画地区計画 安針台地区他12地区地区計画の変更(案)は、原案どおり変更することで異議ございませんでしょうか。

<全員異議なし>

ありがとうございました。原案どおり変更することに異議ないと認め、市長に答申することいたします。

それでは、次に諮問第1号 横須賀都市計画ごみ焼却場の変更(案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 高野課長

まず、議案に係る職員が出席しておりますので、代表者をご紹介します。資源循環部、資源循環施設課長の府馬でございます。

では、諮問第1号を説明させていただきます。

井上主査

それでは、諮問第1号 横須賀都市計画ごみ焼却場の変更(案)について、ご説明させていただきます。説明にあたっては、前方の画面及びお手元の議案書をご覧ください。

まず、都市計画における位置付けについてご説明します。

横須賀市では、都市計画にごみ焼却場とごみ処理場を定めており、ごみ焼却場は、北から

第1号公郷ごみ焼却場、第2号浦賀ごみ焼却場、第3号南部ごみ焼却場の3か所あります。

また、複合的な機能を持つごみ処理場として、第1号再資源化施設、第2号横須賀ごみ処理施設を都市計画決定しておりますが、今回行う都市計画変更の内容は、3か所あるごみ焼却場を廃止するものです。

続いて、今回の都市計画変更の理由と背景について説明いたします。議案書3ページの理由書をご覧ください。

横須賀市のごみ処理施設は、上位計画の中で、平成21年策定のごみ処理広域化基本計画に基づき、横須賀市と三浦市の2市が共同してごみの広域化を取り組み、焼却施設及び不燃ごみ等選別施設を整備するとしています。既存の第1号公郷ごみ焼却場と第2号浦賀ごみ焼却場については、人口増加に伴う処理量の増加のため、昭和58年に焼却を終了し、第3号南部ごみ焼却場に焼却機能を集約しましたが、老朽化が著しく更新が困難な第3号南部ごみ焼却場の現状と上位計画を踏まえ、平成26年に、広域化に対応した焼却施設と不燃ごみ等選別施設を併設する、第2号横須賀ごみ処理施設を都市計画に追加し、整備を進めてきました。

今回、この第2号横須賀ごみ処理施設の整備が完了し、本格稼働したことに伴い、横須賀市のごみ焼却機能は確保できるため、すでに焼却が終了している第1号から第3号のごみ焼却場を廃止するものです。

ここで、平成26年に都市計画決定した第2号横須賀ごみ処理施設について説明いたします。

理由書にもあるように、老朽化が著しく、稼働しつつ更新を行うことが困難であった第3号南部ごみ焼却場に代わるごみ処理施設です。令和2年に本格稼働し、1日あたり360tの処理能力をもっており、年間約95,000tのごみを処理しています。また、第1号再資源化施設は平成9年に都市計画決定され、資源ごみの選別をするリサイクル施設と、リサイクル意識の啓発の場であるプラザ施設という2つの機能を持っており、平成13年から稼働しています。

続いて、本市におけるごみ焼却場及びごみ処理場の変更経緯ですが、表のように、第1号公郷ごみ焼却場は昭和38年、第2号浦賀ごみ焼却場は昭和40年に都市計画決定し、稼働していましたが、昭和58年に稼働終了し、昭和53年に都市計画決定した南部ごみ焼却場が稼働開始しました。その後、横須賀ごみ処理施設の令和2年稼働開始に伴い、南部ごみ焼却場は稼働終了しており、この機会に合わせ市のごみ焼却場の都市計画廃止を行うものです。

続いて、議案書4ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の都市計画変更の内容は、ごみ焼却場を廃止するものであり、都市計画決定して定めていたごみ焼却場の名称、位置、面積は、右の表のように定めていましたが、都市計画上での

ごみ焼却場の位置づけはなくなることを示しています。

次に、都市計画廃止を行うごみ焼却場の施設概要を説明いたします。赤枠部を拡大いたします。

第1号公郷ごみ焼却場は、JR衣笠駅から東に約1400メートルに位置しています。また南側には平作川が流れ、線路と河川に囲まれた狭小な敷地内にあります。人口増加に伴う処理量増加と老朽化のため昭和58年に稼働終了し、第3号南部ごみ焼却場に焼却機能を集約しました。

次に、第2号浦賀ごみ焼却場の施設概要を説明いたします。赤枠部を拡大いたします。

第2号浦賀ごみ焼却場は、京急浦賀駅から西に約900メートルに位置しており、区域内に建築物等はなく、現在は更地になっています。第1号公郷ごみ焼却場と同様の理由で、第3号南部ごみ焼却場に焼却機能を集約しました。

次に、第3号南部ごみ焼却場の施設概要を説明いたします。赤枠部を拡大いたします。

第3号南部ごみ焼却場は、都市緑地のくりはま花の国に囲まれた敷地にあります。昭和58年に焼却を終了した、公郷および浦賀ごみ焼却場にかわる焼却場として稼働していましたが、老朽化のため令和2年3月に稼働終了しました。

最後に、これまでの都市計画手続きについてご報告いたします。

令和3年2月12日から2月26日に都市計画1次案の閲覧・公述の申出を受け付けましたが、公述の申出はなく、公聴会は非開催となりました。

令和3年6月10日から6月24日の2週間で都市計画変更案の法定縦覧を行いました。こちらも意見書の提出はありませんでした。

以上、横須賀都市計画ごみ焼却場の都市計画変更案について、ご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

大方委員長

はい、ありがとうございます。それではただいま説明を受けました件について、確認されたい事項などありましたら、zoom機能の挙手をお願いいたします。

特段ございませんでしょうか。佐久間委員どうぞ。

佐久間委員

公郷の処理場の航空写真で、赤線で囲まれた区域が廃止する区域になると思いますが、ここに動物の焼却場が入ってますよね。これについてはたしか存続すると決まったようですが、そこの矛盾はないでしょうか。あともう1点、廃止については理解しましたが、この廃止された施設は今後どういうステップで進んでいくのでしょうか。環境問題ですとか地域への説明、

セキュリティ問題等、最近は廃止された施設が廃墟としてYouTubeに載るようなこともあるので、そういうことも含め、一般的でよろしいので今後のステップについてお聞かせいただければと思います。

大方委員長

それでは事務局お願いいたします。

府馬資源循環施設課長

まず1点目の小動物焼却施設につきましては、今後も存続していきます。2点目の跡地利用につきましては、現段階では3か所とも何も決まっておりません。ただ、浦賀につきましては、現在地元町内会に一部を開放しておりまして、ゲートボール等の利用の場となっております。また、公郷につきましては先ほど申し上げましたとおり、小動物焼却施設として一部、今後も使用していきます。

佐久間委員

わかりました。ありがとうございました。

大方委員長

そのほかよろしいでしょうか。

<全員異議なし>

まあ、跡地をどうするか大変気になるところでございましょうし、特にごみ焼却施設ですから、いろんな汚染物質が出たり、特にダイオキシン等、周辺住民の方もご心配でしょうから、その辺はどうか遺漏の無いようお願いしたいと思います。都市計画の問題ではないのかも知れないですが、市として重要なことだと思うのでよろしくお願いします。

それではこの件、変更自体はご異議ないと思いますので、原案どおり変更することに異議ないと認め、市長に答申することにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次に諮問第3号 都市計画道路網の見直し方針の改定について、事務局から説明をお願いします。

平課長補佐

それでは、諮問第3号 都市計画道路網の見直し方針の改定について、説明いたします。

本日の説明の流れですが、少し長くなりますが、始めに1回目の見直しの振り返りをした後、今回の見直しでの変更点、スケジュールを説明いたします。

始めに、都市計画道路の定義です。都市計画道路とは、都市の将来像を達成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するために、都市の骨格を形成する主要な都市施設として都市

計画に定める道路で、県や市といった都市計画決定権者が決定します。またこの都市計画決定された道路の区域内は、一定の建築制限があり、加えて区域内で建築を行う場合は、都市計画法第53条に基づいた許可を受ける必要があります。

続いて、1回目の見直しの都市計画審議会での審議経過などを説明いたします。平成19年度から3か年で行い、専門性・長期の審議が必要であることから、別途、都市計画道路検討特別委員会で審議を行い、その内容を適宜、都市計画審議会で報告を行い、見直しを進めました。

平成19年度は、主に神奈川県ガイドラインをもとに横須賀市版のガイドラインについて審議を行い、中間答申として、見直しガイドラインのあり方について答申をいただきました。

平成20年度、21年度でガイドラインに基づき、見直しのための必要性検証の考え方などの審議を行い、実際の検証結果を踏まえた、都市計画道路網のあり方について、答申をいただきました。

続いて、見直しを行った背景を説明いたします。本市で都市計画決定されている多くは旧都市計画法以前に決定されていますが、整備率は58.8%であり、長期にわたり未着手路線が存在していました。加えて、当時の都市計画運用指針などにおいても、早期に見直しを実施する必要があると言及されていたことなどの理由から見直しの着手をしました。

続いて、見直しの考え方を説明いたします。未整備路線の大半が都市計画決定後、長期間経過していることを踏まえ、社会経済情勢の変化に対応しつつ、効率的な整備を目指すとともに、建築制限の長期化に対する説明責任を果たすため、全市的な観点から都市計画道路網の必要性を再検証し、都市計画道路整備プログラムによる概ねの整備時期を明確化することで実現性の高い都市計画道路網の構築を図ることとしました。画面左に示したものが前回見直し時のフローで、ステップ1からステップ4の検討を行いました。

次に見直しのフローの流れを説明いたします。ステップ1では、自動車専用道路を除く幹線街路43路線を見直し対象としました。ステップ2では、都市計画道路が持つ機能と、配置に関わる制約条件について、区間毎に検証を行い、必要性が高いか低いかの総合的な判断を行いました。ステップ3では、都市計画道路整備プログラムから事業実施の見込み（概ね20年以内に着手）についてを検証しました。その後ステップ4で、変更、追加、廃止があった場合について、道路網の影響を将来交通量推計で確認し、変更、追加、廃止といった区間の抽出を行いました。

次に、見直しの核となるステップ2の必要性の検証方法と、ステップ3の事業実施時期の見込みについて、もう少し詳しく説明いたします。

ステップ2の必要性の検証方法について、フロー図を拡大したものがこちらです。ここでは、都市計画道路の持つ機能で評価することとしました。道路の持つ機能を、(ア)当初決定からの必要性の変化から、(キ)市街地形成機能の7つに分類し、機能ごとに全部で21個の指標を定め、点数化による評価を行いました。

例えば、(イ)自動車の交通機能を例にとると、指標5から8までの4つの指標を定め、指標ごとに点数化の基準を定めました。指標6の場合を例にとると、交通結節点(IC、駅)、産業拠点、観光拠点、港湾、物流拠点に直結している路線だと2点、それ以外は0点としました。そのほかも同じように、指標1から21までの点数付けを行いました。

先ほどの点数付けを踏まえ、必要性が高いか低いかの判断ですが、検証する区間ごとに点数を積み上げ、平均値と比較します。平均値よりも高い機能が1つでもあれば、必要性が相対的に高いと判断しました。逆に平均値よりもすべての機能が低ければ、必要性が相対的に低いと判断しました。

続いてステップ3の事業実施の見込みについて、フロー図を拡大したものがこちらです。事業実施の見込みについては、都市計画道路整備プログラムに基づき、概ね20年以内に事業着手が見込まれる路線・区間については、見込みが立つ、それ以降に事業着手が見込まれる路線・区間については、見込みが立たないとししました。

以上の検討を経た前回見直し時の結果を画面左に示しています。現状の幅員・線形に変更が無く、現計画のままの存続は37路線134区間です。また、現状の幅員・線形に変更はないのですが、事業の見込みがたたない、留保付き存続は5路線12区間です。幅員等の変更は2路線2区間です。廃止も同じく2路線2区間です。また、変更と廃止の4路線は、平成26年までにそれぞれ都市計画変更の手続きを終えています。

続いて、今回の見直しを行う目的・背景を説明いたします。1回目の見直しから10年経過したことで本市をとりまく社会情勢も変化しており、5つの視点から見直しを進めることとしました。

- (1) 都市計画道路を取り巻く社会情勢等の変化に対応していく必要がある。
- (2) 災害への対応、防災の観点から必要性の再検証が必要。
- (3) 神奈川県より平成30年度から「2回目の見直し」を行う方針が提示された。
- (4) 上位計画・関連計画の更新、策定に合わせた都市計画道路の必要性の再検証が必要。
- (5) 平成30年策定「横須賀市立地適正化計画」との整合を図る必要がある。

続いて、今回の見直しの変更点です。まず、見直しの基本的な考え方についてですが、こちらについては前回の考え方を踏襲することとします。

続いて見直しの着眼点についてです。ア) 当初決定からの必要性については時点修正とはなりますが、最新の将来交通量推計に基づき、必要性の再検証を行います。また、昨今全国的に大規模災害が多発していることを踏まえ、防災との観点から都市計画の役割を確認し、必要性を再検証します。イ) 土地利用状況との整合ですが、上位計画・関連計画に加え、新たに策定された、横須賀市立地適正化計画との整合状況、都市計画道路が果たす役割を確認し、必要性を再検証します。ウ) 既存ストックの有効活用では、効率的に整備を進めるという観点から、都市計画道路の機能が、都市計画決定されていない、並行する近隣の道路で代替されているかを把握し、必要性を再検証します。エ) ニーズへの対応では、渋滞交差点や歩行者・自転車の通行状況、交通事故の発生状況などの局所的な交通問題の改善が必要な個所を把握し、再検証します。オ) 事業実現性では、土地区画整理事業や公園事業といった他事業の整備効果が早期に発現されるよう、他事業の整備内容やスケジュールを把握し、必要性の再検証をするとともに、都市計画道路整備プログラムへ反映させます。

以上の、今回の見直しの着眼点を踏まえた見直しフローがこちらです。青字が1回目のフローからの変更点になります。ステップ1では、自動車専用道路を除く幹線街路43路線157.83kmを見直し対象としました。ステップ2では、検証項目の時点修正および立地適正化計画の観点を追加しました。また、点数付けで市平均値より高くなり、必要性が高いとされたが、近隣に幅員変更などを行うことで機能代替できる道路が存在する場合は、そちらへ変更とする選択肢を追加しました。ステップ3では、現道等との整合を踏まえ、部分的に未整備の区間を改良することで課題解決が図れる場合には変更とする選択肢を追加しました。ステップ4では、前回の考え方を踏襲することとしました。

最後に、今回の見直しのスケジュールについて説明いたします。本日の都市計画審議会でお諮りした、見直しの背景・考え方をもとに、実際に見直しを行います。その結果を次回の都市計画審議会でご報告いたします。その審議結果を踏まえパブリックコメント手続きを進め、パブリックコメントの結果を都市計画審議会にご報告し、年度末の都市計画道路網の見直しについて策定を目指します。

以上、都市計画道路網の見直し方針の改定について、ご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

大方委員長

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの件について確認されたい事項などありましたら手を挙げてください。

特にご専門の近い中村先生いかがでしょうか。はい、どうぞ。

中村委員

ご説明ありがとうございました。前回の見直しの時に、お手伝いさせていただいたことも思い出しました。現実には、ひとつひとつの道路について精査していくと、なかなかそれぞれに悩ましいところがあって、確か記憶が正しければ、同時にお隣の市でも同じように見直しをしていたり、東京でもいくつかあったりしたと思います。横須賀市の場合には、比較的キープする、要するに廃止しないものが多かったと思います。結果的に、今までのような進捗のペースではなかなか年数がかかるということを、前の委員長にもご指摘いただいたような記憶がございます。今回見直す時に、近隣に代替する機能があればというところの項目を明確に出していただいて、それはぜひその部分を有効に活用していただいて、実態を見ながら、道路ネットワークとしての機能があればと思います。

一方で、ご指摘いただいたように防災だとか他の視点で、山坂の多い横須賀ではございますが、局所的には自転車も利用される場所もあったりするので、いろんなことを見ながら取り組む必要があるところでまた悩ましいのですが、ぜひその代替の機能というところの言葉の意味を有効に活用していただいて、それから、将来の交通量推計に関しても、少し幅を持った解釈をしていただければと思います。ありがとうございました。

大方委員長

はい、ありがとうございました。これはご意見として承っておけばよろしいでしょうか。

ほかに何かございますか。

これから県のマニュアルと指導のもとに、横須賀市なりの考えも加味して進めていくのだらうと思います。私からのお願いになりますが、従来は道路と言えば、とにかく車の渋滞を防いで、なるべく安全に車を流すという観点から、都市計画道路網を作ってきたと思いますが、次第に自転車や高齢者の移動支援、グリーンスローモビリティなど交通モードも多様になってきました。ですから、都市計画道路も単に車をどんどん通せばいいというだけではなくてきていていると思います。今回、議案書の37ページ、エ) ニーズへの対応とありますが、歩行者や自転車向けに、これから都市計画道路をどういうふうを活用していくのか、あるいは必要があればもっと増やさなくてはいけないのではないかなど、断面構成等もいろいろ考えなければい

けないだろうと思います。ですから往々にして、交通量が増えないからこの都市計画道路は不要だ、というのが前回までの考え方だったと思うのですが、これから必ずしもそうでもないと思いますので、ぜひそのあたりも検討を遺漏ないようにお願いしたいと思っています。特に今の時期、将来の交通量予測が少し難しいでしょうが、それなりにやっていただきたいと思いません。他によろしいでしょうか。

それでは特にご異議等はないと思いますが、この方針の進め方でご異議ございませんでしょうか。

<全員異議なし>

それでは、この方針に従って、さらに事務局で次回の審議会に向けて検討を進めてくださるようお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次に諮問第4号 都市計画公園・緑地の見直し方針について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 高野課長

それでは、議案に関係する職員を紹介いたします。

公園建設課長の飯森でございます。

公園活用推進担当課長の中村でございます。では、諮問第4号を説明させていただきます。

井上主査

諮問第4号、都市計画公園・緑地の見直し方針についてご説明します。

本件は、方針であることから、本日、目的や基本的な考え方などをご説明させていただき、次回の都市計画審議会で、本日のご意見を踏まえた見直し方針（案）についてご審議いただく予定です。

まず、ここで言う都市計画公園・緑地は、都市計画法第11条に規定された、都市施設のうちの公園と緑地のことで、健全な発展と、秩序ある整備を目的とし、公園・緑地等として必要な区域を明確化して、長期的な視点から計画的な整備を進めるため、都市計画に定めるものです。

今回、都市計画公園・緑地の見直しを行う背景ですが、都市計画公園・緑地を含む都市施設は、都市計画法第53条により計画区域内に建築制限を課しており、長期にわたり整備の見通しが立たない都市計画施設の存在が全国的に問題視されています。

このような現状から、平成23年に国が都市計画運用指針を改正し、都市計画施設等を定期的に見直すマネジメント・サイクルを重視した都市計画の考え方が示され、長期的に事業が未

着手の都市施設について、定期的に見直し検討を行うことが望ましいとされました。

これを受け、神奈川県では、都市計画公園・緑地の見直し作業が円滑に進むよう、都市計画公園・緑地見直しのガイドラインを策定し、県内一斉に見直しを行うこととなりました。そして、本市においても、県ガイドラインを踏まえ、今後の都市計画公園・緑地に対する考え方をまとめた、横須賀市都市計画公園・緑地の見直し方針を策定します。

本市では県ガイドラインに沿って見直しを行いますが、ガイドラインでは、長期未着手の都市計画公園・緑地について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その必要性を確認するなど都市計画の再検証を行い、行政としての説明責任を果たすことで、都市計画に対する信頼性を高めるものである。としています。本市では、市全体にとってより良い都市計画となるよう都市計画公園・緑地について再検証を行います。また、県ガイドラインに即して、都市計画決定後20年以上経過しても未着手の区域を含む都市計画公園・緑地を対象として、長期未着手となってしまう要因や課題を把握するとともに、その必要性、実現性、代替性の観点から検証を行います。

本方針は、本市の都市計画マスタープラン、みどりの基本計画、現在作成中の公園配置計画を盛り込んだ、都市公園の整備・管理の方針などとの整合を図り、県ガイドラインを踏まえて作成します。なお、本方針の目標年次は、上位計画との整合を図る観点から、都市計画マスタープラン同様、令和17年度とします。

本市の都市計画決定状況は、公園193か所、緑地11か所、合計204か所です。このうち、都市計画決定後20年以上経過しており、未開設や部分開設している都市計画公園・緑地を見直し対象と考えました。本市の都市計画公園・緑地整備状況を見ると、4公園が見直し対象であることがわかりました。見直し対象である長期未着手4公園は、米軍基地内にあり全面が未開設の稲岡公園、市立山崎小学校の敷地内にあり全面が未開設の山崎公園、市街化調整区域内にあり一部開設されている長坂公園、都市計画道路で住宅地と分断された場所に計画されており、全面が未開設の第2臨海公園です。

長期未着手公園の抽出にあたり、全都市計画公園・緑地の計画区域と管理区域を詳細に確認したところ、全面開設済みと考えていましたが、都市計画公園区域内に小規模な区域の民有地を含んでいることがわかった公園・緑地があり、併せて検証を行い、見直し対象に加えることとしました。なお、都市計画決定区域に民有地を含む公園・緑地は7か所ありました。

次に見直しの基本的な考え方についてです。見直しは、社会経済情勢の変化や、公園・緑地の配置計画を位置付けた上位計画等を踏まえ、個々の都市計画公園・緑地を検証します。

検証の観点としては、長期未整備に至った背景と地域が抱える課題を整理したうえで、本市みどりの基本計画で示している5つのみどりの機能を踏まえ、環境保全機能、防災機能、レクリエーション機能、景観形成機能など求められる公園機能の整理を行います。さらに、現在の計画のまま整備された場合の公園利用における課題も整理します。そして、必要性、実現性、代替性の観点で検証を行います。

検証は、議案書50ページの見直しフローに沿って行いますが、見直しは、主に5パターンで、必要性があり、目標年次における実現性があると判断できるものは存続、必要性はあるが、実現性が乏しいもの。ただし、周辺に都市施設として都市計画決定できる代替先がある場合には、これに付替え、変更。同じく、必要性はあるが、実現性が乏しいもの。さらに、代替先はないが、公園・緑地関連の法令により継続性・担保性を確保できる代替先がある場合には、廃止。必要性はあるが、実現性が乏しく、代替先も継続性・担保性もない場合には都市計画を存続とします。また、必要性がないと判断する場合や、地域の実情によりやむを得ない場合は廃止とする選択肢を設けます。

それでは、フローに沿って、見直しの手順をご説明いたします。現在は、ステップ1の見直し対象の選定を行ったところです。

ステップ2、必要性の検証と合わせて、長期未整備となってしまった背景と、地形的な制約やまちの土地利用の変遷など地域が抱える課題の整理を行い、その上で、公園が求められる環境保全機能、防災機能、レクリエーション機能、景観形成機能、について整理します。なお、この時、都市公園の整備・管理の方針で公園配置検討の単位としている小学校区及び都市計画マスタープランでも示している12地域により各機能を整理していきます。また、仮に都市計画公園区域に公園が整備された場合の公園利用における課題も整理します。これは、都市計画決定時からまちの土地利用が変化したことにより当初目的としていた効果が発揮されるか否かを確認するための項目です。

ステップ3、実現性の検証では、財政上の観点からの実現性、整備優先度からの実現性を検証します。

ステップ4、代替性の検証では、周辺に同規模の空地等があり、都市計画施設として都市計画決定できるか、また、都市公園法や都市緑地法等の公園・緑地に係る制度により、既に整備・保全された公園や緑地等があるか確認し、機能の代替先として都市計画決定できるか検証します。また、都市施設として都市計画決定できない場合には、都市公園法等の法令により継続性・担保性が確保されているかを検証します。

そして、最後にステップ5、存続の検証を行い、存続、変更、廃止の方向性を示します。

最後に、今後の進め方についてです。本日、第142回都市計画審議会で見直しの考え方までをご審議いただき、ご意見を踏まえて作成した見直し方針案を次回、都市計画審議会でご審議いただく予定です。

そして、その結果をもとにパブリック・コメント手続を行い、見直し方針策定後、必要に応じて都市計画変更の手続きを行います。なお、本方針は、公園・緑地に関するものであることから、本審議会と併せて、みどりの基本計画等を審議している、環境審議会みどり政策推進部会へも報告し、意見を伺っております。

以上、都市計画公園・緑地の見直し方針について、ご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

大方委員長

はい、ありがとうございました。それではただいまの件について確認されたい事項などありましたら手を挙げてください。佐久間委員どうぞ。

佐久間委員

主に街区公園についてなんですが、議案書48ページの一番最後のところに、⑤として、「地域の实情によりやむを得ない場合は、都市計画公園・緑地を廃止する」という文言があります。この「地域の实情によりやむを得ない場合」というのは具体的にどういうことでしょうか。例えば、先ほどの小学校の敷地の一部に公園の区域がかかっていると法面も含んでいますから、実際これはやむを得ないということになるのでしょうか、他に地域の事情によりやむを得ない場合というのはどういうことが想定されるのでしょうか。それが1つ目の質問です。

もう1つお願いします。議案書50ページ、公園緑地の見直しのフローが書いてありますが、このステップ4、代替性の検証のところに代替可能な候補地の有無ということが四角で示されていますが、ここに例えば距離的な考察というのは必要ないのでしょうか。例えば、同規模の空き地が存在しても、とんでもなく離れたところでは意味がないわけで、ここに距離的な考察が必要なのではという気もするのですが。以上2点よろしくお願いいたします。

中村公園活用推進担当課長

公園活用推進担当の中村と申します。地域の实情に応じてというところ、先ほど仰られたような小学校の中に設定し、計画を予定しているものなど、他にもあると思いますが、例えばそういった社会状況の変化に応じて、人口の流動等も踏まえて、考察していかなければいけないのかなとは思っております。

小学校の中に設定しているところについては、いずれまた校舎の建て替え等も長期的に見ますと出てきますし、また、2番目の質問の距離的な考察が必要というところについては、例えば本市の場合においては、谷戸みたいなところは、平面的に見ますと距離が近いですが、利用実態として非常に行きづらい場所の場合もありますので、求める機能だとか、地域的な状況も踏まえながら、距離だけではなく、そこまで全体的に俯瞰してみて、計画をしていかないといけないというつもりで考えております。

佐久間委員

ご説明は理解できました。ただですね、やはり谷戸地域のこともわかりますが、距離的な要因が必要なのはやはり、近くに一団のこういう団地があるのに、代替の公園がとんでもない離れたところにあって、これが代替公園ですというのも、地域の方が納得しにくい要因ではあると思うので、ある程度そういう考察も必要なのではないかと思って質問をいたしました。

中村公園活用推進担当課長

ありがとうございます。そういう意味では、利用者目線に立つものだったり、あるいは景観的な機能として必要なもの、あるいは環境保全的な機能もあると思います。そういったところ、距離も含めて総合的に考えていかなければいけないとは思っております。そこは理解しているところですので、そういう観点も踏まえて今後進めていきたいと思っております。

佐久間委員

よろしくお願ひします。

大方委員長

よろしいですか。では松行委員どうぞ。

松行委員

私も同じような点を気になっておりまして、このフローだけを見ていると、何となく検討の対象となっている公園の1点だけを見ている気がどうしてもしてしまいますが、やはりその周りとの関係、特にその地域で、例えば子供が歩いていける距離に街区公園がないような場所がどれくらいあるのかとか、そういったところも合わせて考えていく必要があるのではと思っております。あと質問なんですけど、これを考えるときにその地域の年齢構成とか、そういったものは考慮されるご予定ですか。

中村公園活用推進担当課長

年齢構成というところは考えていなかったんですけども、先ほどの距離に関しては、例えば道路で分断されていて、実態として子供が利用できないとなると、そこに例えば付け替え

るといったような話は難しいのかなと思っておりますので、そういうそれぞれの個々の実態に応じたところはきちんと整理して考えていかないといけないとは思っております。

年齢につきましても、長期的に見ていく中で、その対象となる世帯がどういうふうになっていくのかは、考えていかないといけないところかとは思いますが、そこができるかどうかというのは、確認させていただきたいと思っております。

非常に先行きが見通せなかったりというところがあって、どれぐらいのスパンでその人口流動、変動というのを考えていかないといけないのかというところが、非常に難しいのかなとも思っております。そういう機能が利用者にとって非常に重要である街区公園みたいなところであれば、そこはまた個別に考慮していかなければならないですし、景観的な部分だとか、環境保全的な機能を求められるようなことになっては、一概にそれにかかわらず計画しなくてはいけないというふうに思いますので、そこで何が求められているのかをしっかりと見据えて、整理させていただきたいと思います。

松行委員

わかりました。ありがとうございます。

大方委員長

よろしいですか。三輪委員どうぞ。

三輪委員

ご説明ありがとうございました。今委員の皆様からお話いただいたことと、プラスしたお話になると思いますが、立地の確認とか廃止の代替も含めて、例えば維持管理みたいな部分の評価みたいなものがないのかなと、見ておりました。

例えば、都市公園なので行政が全部管理マネジメントして動いていると思いますが、公園の新しい機能だったり、あるいは市民参加みたいなキーワードもあって、逆に菜園にしていくであったり、新しい公園のマネジメントの形というのも出てきています。例えばそういうことも今の中では、レクリエーションに全部入ってしまうようなイメージになってしまうのかなと思います。そういう意味で検証をしていく評価の中に、マネジメントに市民が関わる、あるいはそういう企業も一緒にやれるという体制ができるのであれば、継続できるのではないかとといったような、そんな視点というのも考えられるかなとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

中村公園活用推進担当課長

今、仰られてる点につきましては、都市計画公園に限らず、本市で設置・管理している公

園、主には都市公園のような市のストックを、これからは行政だけで管理するのではなくて、広く全般的に、例えば地元のボランティアさんだとか町内会だとか、そういったいろんな方に関わってもらおうという方向性を、都市公園の整備、管理の方針で現在策定中です。

そういう中においては維持管理費を行政だけでなくいろんな方に主体的に関わってもらおうことが非常に大事であり、そういった観点は整理していかないといけないところではあります。まずは議案書に示したような手順で整理をさせていただきますので、この先々整備していく中で、維持管理費の削減に繋がるような視点は持っていきたいと思っております。

三輪委員

わかりました。説明の視点については今の流れで致し方がないと思いますが、廃止をした場合、その跡地がどんなふうに使われるのかとか、もともと公園の予定だったところが急に違うものになるというのが、地元の方は気になる部分だろうと思っておりますので、逆に言えば新しい価値みたいなものがその場にあり得るのかどうかというのが、都市公園の街区公園でPFIだとあまりそぐわないかもしれませんが、維持管理の部分で少し新しい方法論というのも入れて同時に考えていただくのは、これはありかなとは思っています。ぜひ前向きにご検討いただければと思いました。意見です。

大方委員長

はい、ありがとうございました。要は20年以上前に決まっていますが未着手となっている都市計画公園を、もう諦めるかあるいは別な場所でもっと良いものを作るか、あるいはもう施設緑地はやめて地域制緑地とか、今仰ったような住民管理の何かで置き換えるかとか、そこを考えようということだと思んですが、とりあえずその20年以上未着手の都市計画公園が、横須賀では今のところ11ヶ所しかないという話で、横須賀市全体の緑の今後のあり方については、議案書48ページに書いてありますが、横須賀市みどりの基本計画が策定中という理解でよろしいんですね。「新たに策定しました」と書いてあるけど、「しました」ではなくて、今しているということですよ。確認をお願いします。

中村公園活用推進担当課長

現在、みどりの基本計画の中間見直しをしている中で、特に社会情勢の変化が激しい中で、都市公園の整備、管理の方針を今年度策定する予定です。

大方委員長

現在行っている最中で、終わっていないということですよ。

中村公園活用推進担当課長

はい、そうです。

大方委員長

議案書48ページ（1）の、上位計画との整合性の2行目の最後のところ、「新たに策定しました」と書いてありますが、これは間違いですよ。 「策定に着手しました」のようなことですよ。

中村公園活用推進担当課長

失礼しました。現在検討している最中です。

大方委員長

ちょうど横須賀市全体の緑のあり方について、緑の部局のほうで検討されているということですから、その中で十分、今出ましたような地域の年齢構成の問題だとか、他の代替手段はどうなるかということがしっかり議論されて、その結果、都市計画としてどう扱うかという点について、都市計画審議会で審議すると理解しておりますので、あまりこちらから今の段階では申し上げなくてもいいのかなと思ってはいますが、ただ狭い観点だけでなく、いろんなまちづくり全体からの懸念事項もあるかと思しますので、その辺今日の段階でご意見いただけたらとは思っています。

よろしいでしょうか。本当は今できないものをやめるかどうかの議論よりも、新しく増やすとか、もっと大事なことがあるような気もしますが、そちらはみどりの基本計画のほうで考えていただいている途中だということで、都市計画審議会としては、あまり余計なことは今日は申し上げないということによろしいですかね。

皆さん何か仰りたいことあるかと思いますが、みどりの基本計画のほうのパブコメ等でご意見いただくということをお願いします。

他にご質問やご意見なければ、この件、この方針で進めていただくということで、特にご異議ございませんでしょうか。

<全員異議なし>

ありがとうございます。それでは事務局はこの方針でさらに進めていただくようお願いいたします。特に緑の部局とよく連携して進めていただくようお願いいたします。

それでは最後になります、諮問第5号 横須賀市立地適正化計画の改定について事務局から説明をお願いいたします。

平課長補佐

それでは、横須賀市立地適正化計画の一部改定案について、ご説明いたします。

まず、立地適正化計画についてご説明いたします。近年、全国的に急激な人口減少と少子高齢化が進むなか、将来にわたり安心して快適な生活環境の実現や、財政面などにおける持続可能な都市経営を可能とするため、国は、平成26年に都市再生特別措置法等を改正し、立地適正化計画制度が創設されました。

本市においても、平成28年3月に改定した都市計画マスタープランなどでのコンパクトで利便性の高い都市づくりに向けた取り組みを更に具体化し、進展させていくため、平成31年3月に横須賀市立地適正化計画を策定し、現在に至るまで計画を運用しています。

こちらは現在の立地適正化計画の区域になります。計画の柱となる2つの区域のご説明をいたします。青く着色しているエリアが都市機能誘導区域であり、商業、医療、福祉等の都市機能を都市の拠点に誘導して集積することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。主に駅周辺や幹線道路の結節点に設定しています。そして、黄色く着色しているエリアが居住誘導区域であり、人口密度の維持を目指すエリアになります。鉄道駅やバス停の圏域、現在の人口密度が一定程度ある地域などの複数の条件により、居住誘導区域への設定が相応しい箇所を抽出し、その一方で、現在の土地利用現況との整合や安全性を確認し、それらを除外した上で、居住誘導区域の設定を行いました。

居住誘導区域の面積としては4,860.8haであり、市街化区域面積6,627haに対して、約73.3%を占める状況です。以上、ここまでが、簡単ではございますが、現在の計画の概要です。

ここからが、今回の改定に関するご説明となります。平成31年3月の計画策定以降、策定から2年が経過し、その間に、計画を取り巻く状況が変化してきました。

まず、関係する法律の改正が行われました。近年の水災害が全国各地で頻発・激甚化していることを踏まえ、国においても、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題として認識する中、昨年の令和2年9月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行されました。

この中で、立地適正化計画を防災の観点から強化することがうたわれており、大きく2つの視点の改正点があります。

1つ目は、居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外することとなりました。これまで、計画の策定自治体が、地区状況等を総合的に勘案して、含むか否かを決めていましたが、法律により、対策工事等を行っている場合を除き、全ての災害レッドゾーンの区域を除外する

ことが明記されました。なお、災害レッドゾーンというのは、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域が該当します。

次に、2つ目の視点としては、居住誘導区域内で行う防災対策や安全確保策を定める防災指針の作成が義務付けられました。防災指針は、居住誘導区域内の災害リスクを分析して、その対策を整理・検討するもので、立地適正化計画の中に盛り込むものとなります。本市のように既に計画を策定済みの自治体についても、後追いで作成が求められている状況で、各自治体で検討が進められています。

計画を取り巻く状況としては、それら法律の改正に基づく防災まちづくり関連の内容に加え、拠点形成に資するまちづくり事業の進展があります。都市機能誘導区域を設定している横須賀中央駅周辺や追浜駅周辺におきまして、地域の皆さまとの検討により、市街地再開発事業が具体化に向けて進展しています。それら事業では、立地適正化計画で設定している誘導施設の整備も予定されています。

今、申し上げました大きく2つの状況の変化を踏まえ、計画の見直しが必要な状況となっており、10月1日に改定を予定するものです。

計画の見直しの1つ目として、居住誘導区域から災害レッドゾーンを除外することを行います。また、計画の見直しの2つ目として、都市機能誘導施策の進展に伴う記載内容の具体化を行います。なお、防災指針につきましては、今後、検討を進め、令和4年度中に策定予定としておりますので、今回の改正では、計画への追加は行わないものとしています。

それでは、計画の見直しの1つ目として挙げている居住誘導区域から災害レッドゾーンを除外する内容についてご説明いたします。

現時点の居住誘導区域では、災害時の対応や対策工事の実施が困難な箇所として、地すべり防止区域のみ除外しています。そのため、今回の法改正によりまして、より一層の安全面に配慮したまちづくりを進めることが必要となりますので、市内に存在する土砂災害特別警戒区域と急傾斜地崩壊危険区域の2種類の災害レッドゾーンを除外することが必要な状況です。

土砂災害特別警戒区域の状況ですが、本市は谷戸などの特徴的な地形を有しているため、住宅地においても斜面地が多くあり、土砂災害特別警戒区域の指定条件に適合する箇所が非常に多数あります。それらは、現行の居住誘導区域のうち、460.2haも存在しています。

また、急傾斜地崩壊危険区域についても、先ほどの土砂災害特別警戒区域よりも幅広に指定している状況がございます。北地域や東地域の谷戸を中心として、現行の居住誘導区域のうち、2割近い864.1haで指定されています。それら2つの災害レッドゾーンについて、今回の計画

の改定により、居住誘導区域から除外するものとして、その居住誘導区域がこちらとなります。

居住誘導区域の面積としては4860.8haから3760.4haとなります。以上が見直しの1つ目の内容でございます。

続きまして、計画の見直しの2つ目に挙げています、都市機能誘導施策の進展に伴う記載内容の具体化についてです。

本計画では、立地適正化計画制度での届出手続きの適切な運用により、届出者に対する国も含めた支援措置の情報提供などを行うことと共に、本市独自の施策を取り組むことにより、都市機能誘導区域内への誘導施設の誘導を図っています。それらの施策は、計画書の第6章、誘導施策に整理しているところでございますが、そのうち、都市機能誘導に関する施策について、事業の進展に伴い、記載内容の具体化を行います。

見直しの内容としては、横須賀中央駅周辺や、追浜駅周辺で市民の皆さまと共に検討している市街地再開発事業で進展が見られまして、それら事業では誘導施設も整備する予定でありますので、市街地再開発事業の対象箇所について、計画書内に挿絵としてある図面内に示すとともに、注釈にて、整備予定の誘導施設を追記します。

その内容がこちらになりまして、図面内に具体の市街地再開発事業の区域を示すと共に、注釈にて、追浜駅前第2街区第一種市街地再開発事業区域内で整備が予定されている教育文化施設の図書館を記載しています。以上が今回の改定の内容になります。

今回の改定は、改正都市再生特別措置法施行令の施行に合わせて行うものですが、立地適正化計画は概ね5年で定期的に見直しを図っていくものになります。そのため、今年度、来年度の2か年で検討を行い、見直しを行っていく予定です。見直しの主な項目としては、地域ごとのリスク分析を行い、防災減災対策の取り組み方針や対策の検討を行う防災指針の作成を行います。

各年度の概ねの検討項目は、令和3年度に地域ごとのリスク分析を行い、令和4年に施策や目標値を含む形で防災指針を作成します。検討の進捗に合わせ、適宜本審議会へも報告いたします。以上、横須賀市立地適正化計画の一部改定について、ご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

大方委員長

ありがとうございました。それではただいまの件についてご意見ご質問等ありましたら挙手をお願いします。

これはもう既存の制度に則して、是非もないことで、やるべきことをやるという性質のも

のですが、横須賀の場合、急傾斜地崩壊危険区域が非常に広くありまして、土砂災害に関して
もなかなか具体的にこの先どうするかはまた別の問題として大変なことですが。

はい、永井委員どうぞ。

永井委員

議案書54ページの下赤い四角で囲ってある、居住誘導区域から除外した箇所の取り扱いに
ついてというところで、「除外箇所とした災害レッドゾーン内については指定箇所の再調査に
よる区域見直しや対策工事の実施状況等を総合的に勘案し、住宅の継続的な安全性が確認でき
る箇所を改めて、居住誘導区域に含める可能性があります」というふうに書いてあり、レッド
ゾーンのところは是非もなく取り除くという理解をしているんですが、ここには総合的に勘案
する、というふうになっております。レッドゾーンでも、居住誘導区域へ含める可能性がある
ということの意味しているのでしょうか。

大方委員長

事務局お願いします。

(事務局) 高野課長

基本的には、レッドゾーンがかかっている状態であれば、誘導区域に含むことは、現実的
にはできません。ですから神奈川県がレッドゾーン、急傾斜地崩壊危険区域を外していただ
ければ、こちらの方で総合的に勘案して、居住誘導区域に含めるかどうかというところを検討
できるというふうに考えています。

永井委員

そうすると、レッドゾーンに入ったら除外、レッドゾーンが解除されたら改めて居住誘導
区域に含める、というそういう是非もなく自動的にそうなるということではないということ
ですか。

(事務局) 高野課長

横須賀市単独では難しいので、国や県と協議をし、災害レッドゾーンが外れた上で居住誘
導区域に含めるかどうかというのを検討していきたいというふうに考えています。

永井委員

ということはレッドゾーンから外れたから居住誘導区域をまた含めるというような自動的
なことではなくて、レッドゾーンが外れた場合はしっかりとそこを居住誘導区域にまた含める
かどうかということ、横須賀市としてしっかりと判断していくと、そういう意味でとらえて
よろしいですね。

(事務局) 高野課長

はい、仰るとおりでございます。

大方委員長

よろしいですか。では、松行委員どうぞ。

松行委員

非常に基本的な確認なんですけど、この今回除外する面積が大きくて、かつ駅の近くの場所が大きいと思うんですが、これだけ除外をして、都市マスタープランとの整合性っていうのは取れているものなののでしょうか。もちろん取れているからここに出ていると思ってるんですが、念のため確認をさせてください。

(事務局) 高野課長

はい、整合性は取れていると考えております。

松行委員

わかりました。ありがとうございます。

大方委員長

居住誘導区域に入る入らない自体は、実際それほど市民の居住に大きく影響を与えるかどうかはよくわかりませんが、居住誘導区域でないと、都市機能誘導区域にも入れないということですので、場合によっては駅の近くで都市機能誘導区域にしたが、これが外れるとどうだろうかといったあたりが、これから要検討ということで少し苦しいことがあるのかもしれませんが、だからといって外さざるを得ないということですので。都市機能誘導区域から外れた上で、じゃあどうするかということをもた別途考えるという作業が、その後が続くということだと理解していますが。

(事務局) 高野課長

仰るとおりでございます。

大方委員長

この問題は、今全国各地の都市でもう待たなしでやらないといけなくなっていますし、しかも、先日熱海でも土石流災害が起きておりますので、どんどん進めなければいけない課題であろうと思っています。

では、特にほかにご質問ご意見等なければ、この方針で進めていただくと。

(事務局) 高野課長

委員長、レッドゾーンから居住誘導区域を外すという案件がございますので、答申という

形でお願いいたします。

大方委員長

要するに立地適正化計画の見直しでございますが、見直しのポイントとして、まだ確定ではないと思いますが、方向性としてレッドゾーンを居住誘導区域から外す方針で進めてよろしいかというご諮問ということですね。特にご異議ございませんでしょうか。

それからもう1点、再開発事業等に伴って、事業が見えてきた都市機能については、誘導施設も記載すると。これについても、そういう方針で進めてよろしいでしょうか。

そうしますとこの方向ででき上がった、立地適正化計画の案がまた都市計画審議会にかかってくるという認識でよろしいですね。

(事務局) 高野課長

防災の指針も含めて、来年度にご審議いただく予定になっております。

大方委員長

今年度中でなくて、来年度でいいんですね。

(事務局) 高野課長

今回は計画の見直しの一部についてお諮りしたものですので、すべて含めたものを最終的にご審議いただきたいというふうに考えています。

大方委員長

タイミング的には来年度ということですね。

(事務局) 高野課長

はい、来年度でございます。

大方委員長

わかりました。ではご異議なく、承認ということでよろしいでしょうか。

<全員異議なし>

ありがとうございました。それでは異議ないと認め、市長に答申することにいたします。

それではこれで本日の議事は終わりましたが、次第の5番目、事務局から何か報告事項等ございましたら、よろしく願いいたします。

(事務局) 高野課長

ありがとうございました。それでは、今後の審議会の開催予定についてご説明させていただきます。次回の都市計画審議会は11月頃を予定しております。

ここでは先ほどお諮りしました、諮問第3号と第4号の説明でも申し上げましたが、都市

計画道路網の見直しの結果及び都市計画公園・緑地の見直し方針案について、報告する予定となっております。

その他に、常務委員会を開催させていただいて、生産緑地地区の変更及び特定生産緑地の指定についての案件もございますので、よろしくお願いいたします。

なお、開催通知につきましては事前にお知らせいたしますので、ご確認いただけますようお願いいたします。以上で事務局からの連絡事項を終わります。

大方委員長

はい、ありがとうございました。それでは委員の皆さんから何かございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ではこれにて本日の審議会を終了いたします。次回またよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(事務局) 高野課長

委員の皆様、長時間ありがとうございました。

—了—